改正

平成27年3月17日告示第23号 平成27年7月24日告示第125号 平成28年3月15日告示第22号 平成28年3月31日告示第50号 平成29年3月31日告示第65号 平成30年3月16日告示第41号 令和2年9月4日告示第133号 令和4年3月18日告示第31号

いすみ市自主防災組織助成要綱

目次

- 第1章 総則(第1条-第3条)
- 第2章 自主防災組織設置助成(第4条—第12条)
- 第3章 自主防災組織訓練助成(第13条—第20条)
- 第4章 自主防災組織資機材購入助成(第21条—第29条)
- 第5章 自主防災組織一時避難所開設・運営助成 (第30条-第37条)
- 第6章 助成金の交付の特例(第38条)
- 第7章 補則 (第39条・第40条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この告示は、自主防災組織の設置並びに訓練、防災資機材の購入及び災害時等における一時避難所の開設・運営に要する費用を助成することにより、自主防災組織の活動を支援し、もって地震及びその他の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(定義)

- **第2条** この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 自主防災組織 いすみ市自主防災組織育成指導要綱(平成19年いすみ市告示第158号)第3 条第2項の規定により認定証を交付された自主防災組織をいう。

(2) 一時避難所 災害時等において、自主防災組織が行政区等の所有する集会所等を活用し、 自主的に開設する避難所(いすみ市が開設する指定避難所を除く。)のうち、第30条の規定に より市長が登録したものをいう。

(助成の範囲)

第3条 自主防災組織への助成に関しては、予算の範囲内において、いすみ市補助金等交付規則(平成17年いすみ市規則第44号。以下「規則」という。)及びこの告示に定めるところによる。

第2章 自主防災組織設置助成

(設置助成)

第4条 自主防災組織の設置助成(以下「設置助成」という。)の対象となる経費は、地域住民が協力して災害による被害を防止し、若しくは軽減し、又は予防するための活動を行う目的で新たに結成した自主防災組織の運営に係る経費とし、その額は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

(設置助成の交付申請)

- 第5条 設置助成における規則第3条第1項に規定する申請書は、いすみ市自主防災組織設置助成金交付申請書(様式第1号)とする。
- 2 設置助成における規則第3条第2項第4号の規定により申請書に添付しなければならない書類 は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) いすみ市自主防災組織育成指導要綱第3条第2項の規定により交付された自主防災組織認 定証の写し
 - (2) 助成金の交付を申請しようとする年度の収支予算書
 - (3) 助成金の交付を申請しようとする年度の事業計画
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 3 規則第3条第3項の規定により、設置助成における同条第1項第2号及び第3号並びに同条第 2項第1号から第3号までの事項は、省略するものとする。

(設置助成の交付決定)

第6条 設置助成における規則第6条第1項に規定する交付決定通知書は、いすみ市自主防災組織 設置助成金交付決定通知書(様式第3号)とする。

(実績報告)

第7条 設置助成における規則第13条に規定する実績報告書は、いすみ市自主防災組織設置助成金 実績報告書(様式第4号)とする。

- 2 前項に規定する実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 助成金の交付決定に係る年度の収支決算書
 - (2) 助成金の交付決定に係る年度の事業報告
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 3 第1項に規定する実績報告書については、助成金の交付決定に係る年度の3月31日までに提出 するものとする。

(確定通知)

第8条 設置助成における規則第15条の規定による額の確定通知は、いすみ市自主防災組織設置助成金交付確定通知書(様式第5号)によるものとする。

(交付の請求)

第9条 前条の規定により、交付確定の通知を受けた自主防災組織の代表者は、助成金の交付の請求をしようとするときは、いすみ市自主防災組織設置助成金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(交付の方法)

第10条 市長は、前条の規定により請求書の提出があったときは、原則として、自主防災組織の代表者の指定する金融機関の預金口座に速やかに当該助成金を振り込むものとする。

(届出)

第11条 代表者は、設置助成により購入した防災用品(以下「購入物品」という。)が紛失し、又は損傷したときは、いすみ市自主防災組織購入物品紛失等届出書(様式第7号)により、速やかに市長に届け出なければならない。

(財産処分の制限)

- 第12条 設置助成における規則第21条ただし書に規定する市長が定める期間は、購入物品を購入した日の属する会計年度の翌会計年度から起算して、次の各号に定める期間とする。
 - (1) 電動機具 10年
 - (2) 主として金属製の機具 10年
 - (3) 前2号に掲げるもの以外の機具 5年

第3章 自主防災組織訓練助成

(訓練助成)

第13条 自主防災組織の訓練助成(以下「訓練助成」という。)の対象となる経費は、自主防災組織が行う防火防災訓練(防災知識の啓発活動も含む。以下同じ。)に要する費用とし、その額は、

次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) 基礎額 1自主防災組織につき 10,000円
- (2) 参加割額 参加人数に500円を乗じた額。ただし、当該自主防災組織の加入世帯数に500円を乗じた額を限度とする。
- 2 助成金の交付は、1年度当たり1回に限るものとする。

(訓練助成の交付申請)

- 第14条 訓練助成における規則第3条第1項に規定する申請書は、いすみ市自主防災組織訓練助成金交付申請書(様式第8号)とし、防火防災訓練実施概要を添付のうえ、市長に提出しなければならない。
- 2 規則第3条第3項の規定により、訓練助成における同条第1項中第2号から第5号まで及び同 条第2項第1号から第3号までの事項は、省略するものとする。

(交付の条件)

- 第15条 訓練助成における規則第5条第4号の規定による必要と認める条件とは、防火防災訓練の中止、期日の延期又は内容変更とし、その場合においては、速やかに市長に報告することとする。 (訓練助成の交付決定)
- 第16条 訓練助成における規則第6条第1項に規定する交付決定通知書は、いすみ市自主防災組織 訓練助成金交付決定通知書(様式第9号)とする。

(実績報告)

- 第17条 訓練助成における規則第13条に規定する実績報告書は、いすみ市自主防災組織訓練助成金 実績報告書(様式第10号)とする。
- 2 前項に規定する実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 参加人数が確認できる書類
 - (2) 訓練の写真
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの
- 3 第1項に規定する実績報告書の提出期限は、防火防災訓練実施後30日以内とする。 (確定通知)
- 第18条 訓練助成における規則第15条の規定による額の確定通知は、いすみ市自主防災組織訓練助成金交付確定通知書(様式第11号)によるものとする。

(交付の請求)

第19条 前条の規定により、交付確定の通知を受けた自主防災組織の代表者は、助成金の交付の請

求をしようとするときは、いすみ市自主防災組織訓練助成金交付請求書(様式第12号)を市長に 提出しなければならない。

(交付の方法)

第20条 市長は、前条の規定により請求書の提出があったときは、原則として、自主防災組織の代表者の指定する金融機関の預金口座に速やかに当該助成金を振り込むものとする。

第4章 自主防災組織資機材購入助成

(資機材購入助成)

- 第21条 自主防災組織の資機材購入助成(以下「資機材購入助成」という。)の対象となる経費は、助成金交付対象期間(設置初年度以後5年度ごとに区分した各期間をいう。以下同じ。)内に、当該自主防災組織が行う防災活動に必要な別表第2に掲げる資材及び機具等(以下「防災資機材」という。)の購入に要する費用とする。
- 2 助成金の額は、前項に規定する経費の10分の10以内の額とする。ただし、次に掲げる額の合計額(以下「上限額」という。)を限度とする。
 - (1) 組織割額 1自主防災組織につき100,000円
 - (2) 世帯割額 助成金交付対象期間初日における当該自主防災組織の加入世帯数に500円を乗 じた額
- 3 前項に規定する額に100円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。
- 4 助成金の交付は、1自主防災組織につき、1助成金交付対象期間当たり1回限りとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、交付額が上限額に達しなかった場合は、同一の助成金交付対象期間 内に限り、上限額から当該交付額を控除した額を翌年度に繰り越すことができる。
- 6 前項の規定は、繰り越された年度において助成金交付対象期間初年度からの交付額の累計額が 上限額に達しなかった場合に準用する。この場合において、「交付額」とあるのは、「助成金交 付対象期間初年度からの交付額の累計額」と読み替えるものとする。
- 7 第4項ただし書及び前項に該当する場合の交付申請は、1年度当たり1回限りとする。 (資機材購入助成の交付申請)
- 第22条 資機材購入助成における規則第3条第1項の申請書は、いすみ市自主防災組織資機材購入 助成金交付申請書(様式第13号)とする。
- 2 資機材購入助成における規則第3条第2項第4号の規定により申請書に添付しなければならない書類は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 防災用品・防災資機材購入品目一覧表 (様式第2号)

- (2) 見積書の写し
- (3) 防災資機材の保管又は配置予定場所
- (4) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの
- 3 規則第3条第3項の規定により、資機材購入助成における同条第1項第2号から第5号及び同 条第2項第1号から第3号までの事項は、省略するものとする。

(交付の条件)

第23条 資機材購入助成における規則第5条第4号の規定により必要と認める条件は、前条に規定する申請書の提出後、購入を予定する防災資機材の品目、数量又は金額に変更が生じた場合に、いすみ市自主防災組織資機材購入助成金変更交付申請書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

(資機材購入助成の交付決定)

第24条 資機材購入助成における規則第6条第1項に規定する交付決定通知書は、いすみ市自主防 災組織資機材購入助成金交付決定通知書(様式第15号)とする。

(実績報告)

- 第25条 資機材購入助成における規則第13条に規定する実績報告書は、いすみ市自主防災組織資機 材購入助成金実績報告書(様式第16号)とする。
- 2 前項に規定する実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 防災用品・防災資機材購入品目一覧表 (様式第2号)
 - (2) 購入物品の領収書の写し
 - (3) 購入物品の保管又は配置場所
- 3 第1項に規定する実績報告書は、防災資機材購入後、速やかに提出しなければならない。 (確定通知)
- 第26条 資機材購入助成における規則第15条の規定による額の確定通知は、いすみ市自主防災組織 資機材購入助成金交付確定通知書(様式第17号)によるものとする。

(交付の請求)

第27条 前条の規定により、交付確定の通知を受けた自主防災組織の代表者は、助成金の交付の請求をしようとするときは、いすみ市自主防災組織資機材購入助成金交付請求書(様式第18号)を市長に提出しなければならない。

(交付の方法)

第28条 市長は、前条の規定により請求書の提出があったときは、原則として、自主防災組織の代

表者の指定する金融機関の預金口座に速やかに当該助成金を振り込むものとする。

(財産処分の制限)

- 第29条 資機材購入助成における規則第21条ただし書に規定する市長が定める期間については、第 12条の規定を準用する。
 - 第5章 自主防災組織一時避難所開設・運営助成

(一時避難所の登録の届出等)

- 第30条 一時避難所の登録を受けようとする自主防災組織は、いすみ市自主防災組織一時避難所登録届出書(様式第19号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 登録を受けようとする施設の位置図
 - (2) 登録を受けようとする施設の平面図又は間取り等が分かる写真
- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、一時避難所としての利用に支障がないと認め られる場合に限り、当該届出があった施設を一時避難所として登録するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による一時避難所の登録に当たり、開設に関する条件を付することができる。
- 4 市長は、第2項の規定により一時避難所の登録をしたときは、いすみ市自主防災組織一時避難 所登録通知書(様式第20号)により自主防災組織に通知するものとする。

(登録内容の変更)

第31条 自主防災組織は、一時避難所の登録内容に変更があったときは、いすみ市自主防災組織一時避難所登録内容変更届(様式第21号)により市長に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第32条 自主防災組織は、登録を受けた一時避難所を廃止したときは、いすみ市自主防災組織一時 避難所廃止届(様式第22号)により市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

- 第33条 市長は、前条の規定による届出があったとき、又は一時避難所周辺の環境の変化、土砂災 害警戒区域の指定その他市長が一時避難所として適切でないと認めた場合は、当該一時避難所の 登録を取り消すものとする。
- 2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、いすみ市自主防災組織一時避難所登録取 消通知書(様式第23号)により自主防災組織に通知するものとする。

(一時避難所開設・運営助成)

第34条 自主防災組織の一時避難所開設・運営助成(以下「一時避難所開設・運営助成」という。)

の対象となる経費は、台風等により災害が発生し、又は発生するおそれがあって、いすみ市が指 定避難所を開設した場合に、地域住民の安全確保を図ることを目的として開設した一時避難所の 運営等に要する費用とし、その額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) 基礎額 1自主防災組織につき 20,000円
- (2) 避難割額 避難者数に500円を乗じた額
- 2 助成金の交付は、いすみ市が指定避難所を開設するごとに1回までとする。
 - (一時避難所開設・運営助成の交付申請等)
- 第35条 一時避難所開設・運営助成の交付を申請しようとする者は、いすみ市自主防災組織一時避難所開設・運営助成金交付申請書兼請求書(様式第24号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 開設・運営状況の分かる写真
 - (2) 避難者名簿(様式第25号)
 - (3) その他市長が必要と認める書類
 - (一時避難所開設・運営助成の交付決定)
- 第36条 一時避難所開設・運営助成における規則第6条第1項に規定する交付決定通知書は、いす み市自主防災組織一時避難所開設・運営助成金交付決定通知書(様式第26号)とする。

(交付の方法)

第37条 市長は、前条の規定により一時避難所開設・運営助成の交付の決定をしたときは、原則として、自主防災組織の代表者の指定する金融機関の預金口座に速やかに当該助成金を振り込むものとする。

第6章 助成金の交付の特例

(交付の特例)

- 第38条 自主防災組織の代表者は、第6条、第16条又は第24条の規定による決定の通知を受けたときは、概算払による助成金の交付を受けることができる。
- 2 自主防災組織の代表者は、前項の規定により概算払による助成金の交付を受けようとするときは、いすみ市自主防災組織助成金概算払請求書(様式第27号)を市長に提出しなければならない。

第7章 補則

(書類の整備等)

第39条 この告示の規定による助成を受けた者は、助成事業等に係る収支の状況を帳簿その他の証 拠書類により整備しておかなければならない。 2 前項に規定する帳簿その他の証拠書類は、当該助成事業等の完了した日の属する会計年度の翌 会計年度から起算して5年間保存しなければならない。

(委任)

第40条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、公布の日から施行し、平成19年度に結成された自主防災組織から適用する。

附 則 (平成27年3月17日告示第23号)

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に改正前の第21条第3項ただし書の規定により資機材購入助成金を繰り越している自主防災組織に対する助成ついては、改正後の第21条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成27年7月24日告示第125号)

この告示は、公布の日から施行し、平成27年度分の予算に係る助成金から適用する。

附 則(平成28年3月15日告示第22号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日告示第50号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日告示第65号)

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後のいすみ市自主防災組織助成要綱第21条の規定は、この告示の施行の日 以後に第22条の規定による申請を初めて行う自主防災組織について適用し、同日前に第22条の規 定による申請をしたことのある自主防災組織については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年3月16日告示第41号)

この告示は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分の予算に係る助成金から適用する。

附 則(令和2年9月4日告示第133号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後のいすみ市自主防災組織助成要綱第21条の規定は、この告示の施行日前に設置された自主防災組織についても適用する。
- 3 この告示の施行日前に設置され、かつ、設置から5年度以上経過している自主防災組織における、改正後のいすみ市自主防災組織助成要綱第21条の規定の適用については、同条第1項中「設置初年度」とあるのは、「令和3年4月1日」とする。

附 則 (令和4年3月18日告示第31号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

設置助成金額

31,71,71,21,21	
加入世帯数	金額
49世帯以下	50,000円
50~299世帯	80,000円
300~999世帯	100,000円
1,000世帯以上	120,000円

別表第2 (第21条関係)

設置助成 • 資機材購入対象防災用品一覧表

救出・救護	・避難用具	情報収集・伝達用具	初期消火用具
バール	救急セット	非常用メガホン	消火器
ジャッキ	寝袋	トランシーバー	消火器格納庫
のこぎり	簡易トイレ	ハンドマイク	バケツ
スコップ	担架	ラジオ	ホース
つるはし	三角巾	食糧・医療品	可搬型小型ポンプ
ハンマー	軍手	備蓄食糧	組立水槽
斧	車椅子	備蓄飲料水	給食・給水用具
チェーンソー	リヤカー	備蓄医薬品	鍋
工具セット	発電機	被服・標識	かまど
はしご	投光器	ヘルメット	コンロ

懐中電灯	コードリール	腕章	備蓄燃料
ロープ	土のう	防災服	調理用具
ビニールシート	倉庫	避難誘導旗	食器
テント	防災用資機材倉庫	その他市長が必要があると認めたもの	